INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.225 2023 年 07 月 25 日

中国：商標評審案件の審理中止（保留）状況規則に関して（抜粋）

中国国家知識産権局商標局は、どのような場合に商標評審案件の審理中止を請求できるかに関して、審査官による案件審理時の内部ガイドラインである「商標評審案件の審理中止状況規則」を公表しました。

本規則では、審理を中止すべき状況として 7 種、そして中止することができる状況として 3 種が規定されています。

1. 中止すべき状況

（1） 係争商標または引用商標が権利者名義変更、譲渡手続き中であり、かつ変更または譲渡後に係争商標または引用商標との抵触がなくなった場合。

（2） 引用商標の存続期間が満了して更新手続きまたは更新の猶予期間内である場合。

（3） 引用商標が登録放棄または出願取り下げ手続き中である場合。

（4） 引用商標が取り消されたとき、無効審決を受けたとき、または存続期間が満了しても更新されないときであって、審理時に取消、無効審決または消滅の日から1年未満の場合（引用商標が不使用により取り消された場合、上記 1 年の期間は適用されない）。

（5） 引用商標に係る事件について既に結論が出され、結論の発効待ちである場合または発効された判決についての再審請求中である場合。

（6） 関係する先行権利が、裁判所で審理中または行政機関が審理中の別の事件の結果に基づくものでなければならない場合（特に不登録決定不服審判、無効審判に適用される）。

（7） 関係する引用商標の権利状態が、裁判所で審理中または行政機関が審理中の別の事件の結果に基づくものでなければならなく、かつ請求人が明確に審理中止を請求する場合（特に拒絶査定不服審判に適用される）。

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。

2. 中止できる状況

（8） 拒絶査定不服審判において、関係する引用商標は既に無効審判が請求され、かつ引用商標の登録人が他の事件で悪意による登録と認定された場合。

（9） 状況が同様または関連する事件が先に裁定または判決されるのを待つ必要がある場合、各事件の必要性に応じて審理を中止することができる。

（10） 審査官の裁量によるその他審理を中止できる場合。

3. 中止およびその解除の手順

審査官による審理の中止請求は、定められた期間内に提出する必要がある。

拒絶査定不服審判の請求人は、拒絶査定不服審判請求の提出の日から 3 ヶ月の補充期間内に、引用商標に対して講じた障害除去の措置について書面で説明しなければならない。

審理中止の請求者は、引用商標の状況が確定した場合、原則として、適切な証拠資料とともに審理中止解除の請求を提出することと規定されています。

以上

（出典：CCPIT Patent & Trademark Law Office）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。